乙訓消防組合の人事行政運営等の状況

－　令和７年度　－

１　職員の任免及び職員数に関する状況

⑴　職員の採用・退職の状況

区分	７年４月１日～８年３月３１日		６年４月１日～７年３月３１日	
	採　用	退　職	採　用	退　職
消防吏員	４人	１人	８人	４人
消防吏員以外の職員	０人	０人	０人	０人

⑵　職員採用試験の状況　（令和８年４月１日採用）

職種	受験者	採用者数
消防吏員	３５人	４人

⑶　昇任の状況　（令和８年４月１日現在）

係長級	課長補佐級	課長級（司令）	課長級（司令長）	次長級	消防長
３人	５人	３人	４人	３人	－

⑷　退職者の状況

定年退職	勧奨退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	死亡退職	合　計
－	－	１人	－	－		１人

⑸　所属別職員数　（各年度４月１日現在）

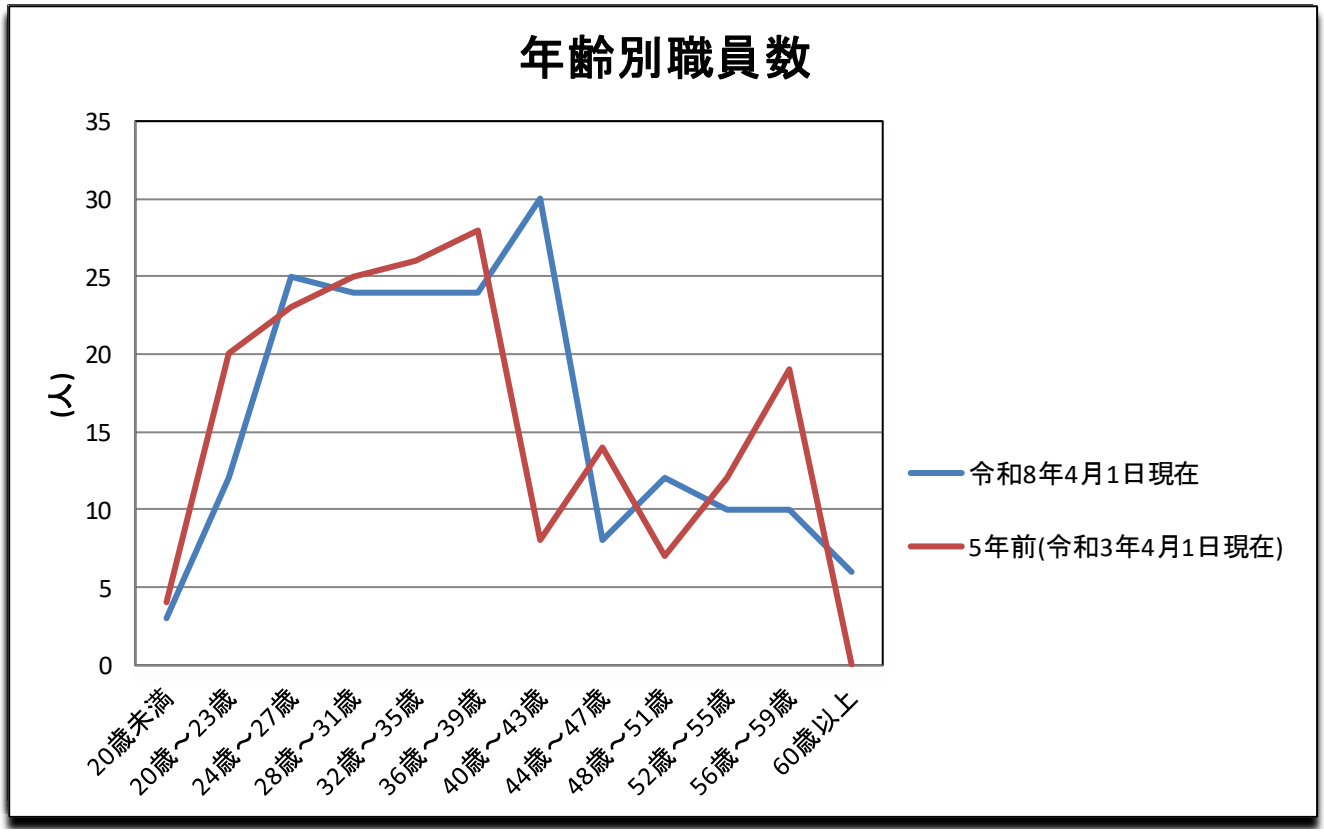
区　分		職員数（人）		対前年度増減（人）
		８年度	７年度	
		１	１	０
消防本部	総　務　課	１７	１５	２
	予　防　課	９	１０	▲１
	警　防　課	２９	２９	０
	救　急　課	３	３	０
	小　　計	５９	５８	１
消防署	向日消防署	４４	４３	１
	長岡京消防署	４４	４３	１
	〃　東分署	１２	１３	▲１
	大山崎消防署	２９	２８	１
	小　　計	１２９	１２７	２
合　　計		１８８	１８５	３

※　総務課職員数には、消防学校初任科入校中及び派遣教官の職員を含む。

⑹　職員数の推移　（各年度４月１日現在）

職　　種	８年度	７年度	６年度	５年度	４年度
消防吏員	１８８人	１８５人	１８５人	１８３人	１７９人
消防吏員以外の職員	０人	０人	０人	０人	０人
合　　計	１８８人	１８５人	１８５人	１８３人	１７９人
職員１人当たり人口	８１９人	８３６人	８３９人	８４８人	８６４人

⑺　年齢別職員数　（令和８年４月１日現在）



区　分	20 歳 未満	20 歳 ～ 23 歳	24 歳 ～ 27 歳	28 歳 ～ 31 歳	32 歳 ～ 35 歳	36 歳 ～ 39 歳	40 歳 ～ 43 歳	44 歳 ～ 47 歳	48 歳 ～ 51 歳	52 歳 ～ 55 歳	56 歳 ～ 59 歳	60 歳 以上	合　計
職員数	3 人	12 人	25 人	24 人	24 人	24 人	30 人	8 人	12 人	10 人	10 人	6 人	188 人

２　職員の人事評価の状況

平成２８年度から全職員を対象に、能力評価と業績評価の２つを評価する人事評価制度に取り組んでいます。

3　給料表の状況　（令和８年４月１日現在）　（単位：円）

		１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
公安職	１号給の給料月額	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700	433,100
	最高号給の給料月額	339,100	376,400	396,400	414,400	432,700	442,500	458,700	473,400
行政職	１号給の給料月額	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800		
	最高号給の給料月額	268,300	316,800	364,200	396,500	409,000	427,000		

4　職員の給与の状況

⑴　人件費の状況

区分	住民基本台帳人口（Ｒ８.1.1 現在）	歳出額　A	実質収支	人件費　B	人件費率 B/A	６年度の人件費率
７年度	154,425 人	2,720 千円	23,765 千円	1,785 千円	65.6%	70.4%

⑵　職員給与費の状況

区　分	職員数 A	給　与　費				１人当たり給与費（B/A）
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	合　計　B	
７年度	200 人	796,709 千円	262,706 千円	361,237 千円	1,420,652 千円	7,103 千円

※　職員手当には退職手当・児童手当を含んでいません。
　　職員数は、令和７年４月１日現在で再任用職員１５人を含む人数です。

⑶　職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和８年４月１日現在）

平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額
３７歳６月	１８８人	346,031 円	493,312 円

⑷　職員の初任給の状況（公安職）（令和８年４月１日現在）

大学卒	短大卒	高校卒
281,988 円	263,844 円	243,648 円

⑸　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況　（令和８年４月１日現在）

区　分	経験年数１０年	経験年数１５年	経験年数２０年
大学卒	325,700 円	354,450 円	392,400 円
高校卒	299,000 円	334,350 円	345,500 円

⑹　級別職員数の状況

ア　公安職の級別職員数の状況　（令和８年４月１日現在）

区分	標準的な職務内容	階　級	職員数	構成比
１級	消防士の職務	消防士	１４人	7.4%
２級	消防士の職務	消防副士長	２８人	14.9%
３級	主任の職務	消防士長	３０人	16.0%
４級	主査の職務	消防司令補	３２人	17.0%
５級	係長級の職務	消防司令補	２６人	13.8%
６級	課長補佐の職務	消防司令	２７人	14.4%
７級	次長級及び課長級の職務	消防司令長、消防司令	３０人	16.0%
８級	消防長の職務	消防監	１人	0.5%
合　　計			１８８人	100%

イ　一般行政職の級別職員数の状況　（令和８年４月１日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
１級	主事の職務、主事補の職務	－	－
２級	主事の職務	－	－
３級	主査の職務	－	－
４級	係長級の職務	－	－
５級	課長補佐の職務	－	－
６級	課長級の職務	－	－
合　　計		－	－

⑺　職員手当の状況

ア　期末・勤勉手当の状況

支給実績（令和７年度決算）			361,236,545 円	
１人当たり平均支給年額（令和７年度決算）			1,806,182 円	
令和７年度支給割合	区　分	６月期	１２月期	合　　計
	期末手当	1.25 月	1.275 月	2.525 月
	勤勉手当	1.05 月	1.075 月	2.125 月
計		2.30 月	2.35 月	4.65 月
加算措置の状況		職制上の段階、職務の級等による加算措置（5%～15%）		

イ　退職手当　（令和７年度末）

１人当たり平均支給額			24,232 千円	
区　分	乙訓消防組合		国	
支給率	自己都合	勧奨・定年	自己都合	勧奨・定年
勤続２０年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続２５年	28.0395 月分	33.270750 月分	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続３５年	39.7575 月分	47.709000 月分	39.7575 月分	47.709000 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分	47.7090 月分	47.709000 月分

※　１人当たり平均支給額は、令和７年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ　地域手当　（令和７年度末）

支給実績（令和７年度決算）		66,406,532 円
１人当たり平均支給年額（令和７年度決算）		332,032 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員
全　域	８　％	２００人（再任用職員１５人含む）

エ　特殊勤務手当　（令和７年度末）

支給実績（令和７年度決算）		5,608,600 円	
１人当たり平均支給年額（令和７年度決算）		40,642 円	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
災害出場手当	対象業務従事者	災害活動	１回300 円
救急出場手当	対象業務従事者	救急活動	１回100 円
救急救命士手当	救急救命士有資格者	救急活動	当務１回500 円
緊急消防援助隊等手当	対象業務従事者	災害活動	１日2,160 円

オ　時間外勤務手当

区　　分	令和７年度決算	令和６年度決算
支給実績	39,332,611 円	40,623,472 円
１人当たり平均支給年額	252,132 円	263,789 円

カ　夜間勤務手当

区　　分	令和７年度決算	令和６年度決算
支給実績	15,141,845 円	14,512,316 円
１人当たり平均支給年額	118,295 円	117,035 円

キ　その他の手当　（令和８年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との差異	支給実績（令和７年度決算）	１人当たり平均支給年額（令和７年度決算）
扶養手当	子１人 13,000 円 （１６～２２歳までの子） 加算額 5,000 円 父母等１人 6,500 円	同じ	33,336,615 円	258,423 円
住居手当	借家、貸間 家賃額に応じ最高 30,000 円	異なる	14,633,078 円	332,569 円
通勤手当	交通機関使用者 ６ヶ月定期券基準 １ヶ月当たり最高 55,000 円 交通用具使用者 距離区分により 4,100 円～38,700 円	異なる	17,298,977 円	96,105 円
管理職手当	消防長 61,900 円 次長及び署長 54,000 円 副署長、課長（消防司令長の階級にある者に限る。）及び分署長（消防司令長の階級にある者に限る。）49,300 円 課長（消防司令長の階級にある者を除く。）、担当課長、分署長（消防司令長の階級にある者を除く。）及び主幹 45,100 円	異なる	17,708,400 円	571,238 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等及び年末年始の休日等に勤務した場合や災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後１０時から翌日の午前５時までの間の正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合に支給 勤務１回につき 3,000 円から 12,000 円の範囲内	異なる	2,508,000 円	80,903 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び 年末年始の休日等において支給 勤務１時間当たり給与額の 135/100	同じ	50,721,091 円	329,357 円
宿日直手当	京都府への派遣職員に対して、地方自治法施行令第 174 条の 25 第３項の適用により、京都府の支給基準により支給 勤務１回につき 5,300 円	異なる	10,600 円	10,600 円

⑻　特別職の報酬等の状況　（令和８年４月１日現在）

区　　分		人員	給料・報酬月額
給　料	管理者	１人	11,000 円
	副管理者	２人	9,000 円
報　酬	議　長	１人	10,000 円
	副議長	１人	8,000 円
	議　員	７人	7,000 円

５　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

⑴　勤務時間の状況　（令和８年４月１日現在）

区　分	勤務時間	休息時間	休憩時間	勤務時間数
毎日勤務者	8 時 30 分～ 17 時 15 分		12 時 00 分～ 13 時 00 分	１週間 38 時間 45 分 （１年間で 2,022 時間 45 分）
交替制勤務者	8 時 30 分～ 翌日 8 時 30 分	12 時 00 分～12 時 15 分 17 時 00 分～17 時 15 分 22 時 00 分～22 時 15 分 6 時 30 分～6 時 45 分	12 時 15 分～ 13 時 00 分 17 時 15 分～ 18 時 00 分 0 時 00 分～ 6 時 30 分	（１年間で 2,022 時間 45 分）

⑵　休暇等の概要

種　　類	内　　容
年次有給休暇	２０日　繰越限度２０日
病気休暇	公務災害：必要と認められる期間 結核性疾患：１年以内で必要と認められる期間 その他：９０日を越えない範囲内で必要と認められる期間
介護休暇	６月の期間内において必要と認められる期間　無給
公民権の行使	必要と認められる期間
裁判員等出頭	必要と認められる期間
ドナー休暇	必要と認められる期間
ボランティア休暇	５日以内
結婚休暇	連続する７日以内
不妊治療	５日以内（体外受精、顕微鏡受精、排卵誘発法等の不妊治療に係るものである場合にあっては１０日以内）
妊娠検診	～妊娠満２３週　４週間に１回 妊娠満２４週～妊娠満３５週　２週間に１回 妊娠満３６週～出産　１週間に１回 産後１年まで　１回
通勤緩和（妊婦の時間短縮）	１日１回３０分以内

産前休暇	出産予定日を含む８週間（多胎妊婦の場合にあっては１４週間）以内
産後休暇	出産の翌日から８週間以内
育児時間	１日２回それぞれ３０分以内
子の看護・入園式・卒園式・入学式	５日以内
要介護者の介護	５日以内
妻の出産	３日以内
育児参加	職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）前の日から当該出産の日以後１年を経過する日までの期間において、５日以内
忌引	続柄により１～１０日以内
父母の祭日	１日以内
夏季休暇	５日以内
感染症に係る交通の制限等	必要と認められる期間
住居の滅失	７日以内
災害回避	必要と認められる期間
交通機関の遅延	必要と認められる期間

⑶　年次有給休暇の取得状況（令和７年度末）

総給付日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	取得率
7,106 日 4 時間	3,298 日 0 時間	185 人	17 日 0 時間	46.40%

６　職員の休業に関する状況（育児休業、部分休業及び育児短時間勤務）

	令和７年度		令和６年度	
	育児休業	部分休業	育児休業	部分休業
男性職員	13	－	6	－
女性職員	1	2	0	3

７　職員の分限及び懲戒処分の状況

⑴　分限処分者数

該当者はありません。

⑵　懲戒処分

該当者はありません。

8　職員の服務の状況

⑴　職務に専念する義務の免除

種　　類	内　　容
研修を受ける場合	必要と認められる時間又は期間
厚生に関する計画の実施に参加する	必要と認められる時間又は期間
地公法第４６条の規定による場合	措置の要求若しくは審査を請求する場合必要と認められる時間又は期間
地公法第４９条第２項の規定による場合	措置の要求若しくは審査を請求する場合必要と認められる時間又は期間
職務に関連のある国家公務員又は地方公務員として職を兼ねた場合	その職の事務を行う場合必要と認められる時間又は期間
行政運営上必要と認められる団体等の地位を兼ねる場合	その職の事務を行う場合必要と認められる時間又は期間
教養を目的とする講座への参加	必要と認められる時間又は期間
国又は他の地方公共団体が実施する試験を受ける場合	必要と認められる時間又は期間
リフレッシュ休暇	勤続１０年(週休日・祝日を除く)連続する４日以内
	勤続２０年(週休日・祝日を除く)連続する５日以内
	勤続３０年(週休日・祝日を除く)連続する７日以内
人間ドックを受診する場合	必要と認められる時間
定期健康診断の精密検査の場合	年度１回

⑵　職員の営利企業等従事許可

地方公務員法第３８条において組合の職員には営利企業への従事制限があり、営利企業等へ従事する場合には、任命権者の許可が必要となります。

任命権者が許可をする場合には、次の３点に該当していないことが条件となります。

①　職務の遂行に支障を及ぼすおそれのある場合

②　職員が占めている職と兼ねようとする地位又は従事しようとする事業若しくは事務との間に特別の利害関係があり、又はその発生のおそれがある場合

③　職員の身分上ふさわしからぬ性質をもつ場合

主なものとしては、外郭団体等本組合関係団体の役員を兼ねる場合、国などの統計調査員、本人の知識や業務経験に基づき公共性の高い団体が主催する講演会での講師などがあります。

9　職員の退職管理の状況

地方公務員法では営利企業に再就職した元職員による契約等に関する現職職員への働きかけなどを禁止されています。違反の実績はありません。

10　職員の研修の状況

⑴　一般研修

（単位：日・人）

研　修　名	主　催　者	日数	受講者数
新任課長補佐研修（メンタルヘルス）	京都府市町村振興協会（オンライン研修）	1	3
新規採用職員研修（地方自治法・地方公務員法）	京都府市町村振興協会（e ラーニング研修）	1	7
若手職員前期研修（会計制度・契約実務）	京都府市町村振興協会（e ラーニング研修）	1	4
課長研修（マネジメント）	京都府市町村振興協会	1	3
法制執務の基礎（読み方・作り方）	京都府市町村振興協会（オンライン研修）	1	4
法制執務の応用（実践編）	京都府市町村振興協会	2	2
法制執務の入門（基本原理）	京都府市町村振興協会（e ラーニング研修）	1	12
若手職員後期研修（問題解決と政策）	京都府市町村振興協会	1	9
若手職員後期研修（防災・危機管理）	京都府市町村振興協会（オンライン研修）	1	7
職場運営を円滑にする先読み仕事術	京都府市町村振興協会	1	3
新任課長補佐研修（コンプライアンスとリスクマネジメント）	京都府市町村振興協会	1	3
中堅職員前期研修（後輩指導・調整力）	京都府市町村振興協会	1	6
中堅職員後期研修（チームリーダー・業務改善）	京都府市町村振興協会	1	3
若手職員前期研修（フォロワーシップ・コミュニケーション）	京都府市町村振興協会	1	5
新任係長研修	京都府市町村振興協会	2	7
課長研修（ハラスメント）	京都府市町村振興協会（e ラーニング研修）	1	6
エクセル研修（基礎・応用）	京都府市町村振興協会（e ラーニング研修）	2	18
新規採用職員基礎研修	京都府市町村振興協会	2	5
中堅職員前期研修（ファシリテーション）	京都府市町村振興協会	1	3
若手職員後期研修（クレーム対応・接遇）	京都府市町村振興協会（オンライン研修）	1	1
仕事の効率化を実現するためのテクニック	京都府市町村振興協会	1	2
議会運営実務研修会	京都府市町村振興協会	1	1

市町村トップセミナー	京都府市町村振興協会	1	3
管理監督者向けのメンタルヘルスセミナー	京都府市町村共済組合	1	3
ハラスメント等相談窓口相談員向け研修会	総務省消防庁 （オンライン研修）	1	1
消防職員安全衛生研修会	地方公務員安全衛生推進協会	2	4
消防職員のための惨事ストレスの理解と予防（ステップアップ版）	兵庫県こころのケアセンター	2	2
消防職員のための惨事ストレスの理解と予防	兵庫県こころのケアセンター	2	6
初めての方にもわかりやすい年末調整の基本実務	日本経営協会 （オンライン研修）	1	1
年末調整の基本実務	日本経営協会 （オンライン研修）	1	1

⑵　専門研修

（単位：日・人）

研　修　名	主　催　者	日数	受講者数
初任教育（第52期）	京都府立消防学校	116	4
専科教育救急科（第29期）	京都府立消防学校	初任教育期間中	4
専科教育危険物科（第16期）	京都府立消防学校	5	1
専科教育予防査察科（第20期）	京都府立消防学校	10	1
専科教育警防科（第30期）	京都府立消防学校	10	1
専科教育警防科（特別講座）	京都府立消防学校	3	12
専科教育特殊災害科（第20期）	京都府立消防学校	7	2
専科教育特殊災害科（特別講座）	京都府立消防学校 （オンライン研修）	3	82
幹部教育中級幹部科（第22期）	京都府立消防学校	7	1
専科教育火災調査科（第31期）	京都府立消防学校	10	2
専科教育救助科（第39期）	京都府立消防学校	20	1
専科教育救助科（特別講座）	①　京都府立消防学校 ②　京都府立消防学校 （オンライン研修）	1 2	2 5
専科教育災害現場指揮科	兵庫県消防学校	5	1
幹部教育初級幹部科	兵庫県消防学校	10	1

幹部教育上級幹部科	兵庫県消防学校	3	1
救急救命士現任病院研修	京都済生会病院	3	13
	新河端病院	3	9
	千春会病院	3	8
	向日回生病院	3	6
救急救命士資格取得後病院研修	京都済生会病院	10	1
	新河端病院	10	1
救急救命士硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気管挿管実習３０症例病院研修	洛西シミズ病院	75	2
救急救命士ビデオ喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気管挿管実習３症例病院研修	洛西シミズ病院	3	1
近畿救急医学研究会救急隊員部会	近畿救急医学研究会	2	8
京都府プレホスピタル救急医療研究会	京都府医師会、京都府消防長会 （現地・ＷＥＢ併用）	2	6
京都府メディカルコントロール研修	京都府高度救急業務推進協議会	2	3
救急業務高度化研修会	京都府消防長会救急部会	1	2
京都府救助シンポジウム	京都府消防長会警防部会	1	5
令和７年度消防（防災）ヘリコプター活用に係る研究会に伴う合同訓練	京都府消防長会警防部会	1	1
令和７年度全国消防長会東近畿支部警防業務研修会（JDR）	全国消防長会東近畿支部	1	1
第１９回京都府火災調査業務研究会	京都府消防長会予防部会	1	13
京都市火災調査実務研修	京都市消防局	1	18
新幹線車両構造講習会	全国消防長会近畿支部 全国消防長会東近畿支部	1	3
兵庫県下消防長会火災調査研究会	兵庫県消防長会予防部会	1	1
京都府内消防本部火災調査相互研修に関する申し合わせに係る鑑識研修	京都府消防長会予防部会	1	9
京都府内消防本部火災調査相互研修に関する本部内研修	京都府消防長会予防部会	1	2
第８回火災調査事例発表会	大阪府下消防長会予防委員会	1	1
調査技術会議	消防庁消防研究センター	1	4
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	京都労働基準協会	3	3
玉掛技能講習	日本クレーン協会京都支部	3	3
小型移動式クレーン運転技能講習	日本クレーン協会京都支部	3	3

第三級陸上特殊無線技士養成課程	公益財団法人日本無線協会 近畿支部	1	3
第三級陸上特殊無線技士養成課程	一般財団法人無線従事者養成センター	1	27
新規採用職員研修	乙訓消防組合	1	4
緊急車両運転者特別研修	はりま交通研修センター	2	2
緊急車両指導員養成研修	はりま交通研修センター	2	2
緊急自動車運転プロフェッショナルコース	本田技研工業	2	2

11　職員の福祉及び利益の保護の状況

⑴　福利厚生事業

地方公共団体は、地方公務員法第４２条の規定により、職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないとされています。

本組合では、京都府市町村共済組合、京都府市町村職員厚生会・長岡京市職員厚生会に加入、組合独自の職員互助会を設置し、職員の互助共済並びに相互の親睦と福利増進を図っています。

⑵　健康管理

区　　分	７年度	６年度	備　　考
巡回検診	１５７人	１４６人	市町村職員共済組合員 任意継続
特殊健康診断	１３６人	１４８人	交替制勤務者
人間ドック利用	３９人	４３人	市町村職員共済組合
Ｂ型肝炎検査	１０２人	１０５人	対象職員の内ワクチン接種者１５人

⑶　公務災害

区　　分	７年度	６年度
公務災害認定者	０人	１人
通勤災害認定者	１人	１人

12　公平委員会の業務の状況

公平委員会は、職員の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する措置要求を審査・判定します。また、職員に対する不利益処分に関する審査請求について裁決等をすることによって、人事行政の公平性を確保しています。

令和７年度の処理状況は以下のとおりでした。

- 職員の勤務条件に関する措置の要求状況　　０件
- 職員に対する不利益処分についての審査請求の状況　　０件
- 職員の苦情処理の状況　　０件